

誤まれる国の農業政策を正し、農業・農村を守る!!



http://www.sdp-miyagi.com/ikumagai

第47号
平成30年3月

《通終告》

栗原市築館薬師台4-10
電 話 080-5568-2696
FAX 0328-33-8218

ご購入ページもご覧下さい。

熊谷養彦で検索

<http://www.sdp-miyagi.com/kumagai/>

Digitized by srujanika@gmail.com

底なし沼の収入保険制度、
米所得補償制度の復活を。
種子条例制定を求める。

2月定例県議会報告

新年度予算の総額に盛り込まれた事業には次のようなものがあります。不登校・ひきこもり対策へ学齢期・卒業後に係らず支援する子ども・若者相談センター設置費、県産ワインと県産農林水産物のマッチングによる加工食品開発や都市農村交流の推進を目指すみやぎマリアージュプロジェクト推進費、移動販売など新たな販売手法により買い物難民支援を目指す地域の買い物機能強化支援費、搬送先短縮時間確定により搬送時間短縮を目指す救急医療情報システム機能強化費などです。

4月から国民健康保険財政が県一元化され、国からの補助金が今後は県に入るとともに市町村の保険料も県に納付されます。仕組みが大きく変わることから市町村の保険料変動、とくに大きくアップするところが出るのではないかとの危惧が出ていました。昨年10月の試算では29%アップの自治体がありましたが、激変緩和措置の適用などにより最大で5%程度におさまるようです。

本会議では代表質問3人、一般質問17人が質問に立ちました。被災者の心のケア、防潮堤建設における住民合意、放射能汚染物処理の課題など大震災からの復旧・復興の諸課題が幾人もの議員から取り上げられました。また、深刻化するイノシシなどの野生鳥獣被害対策、農業振興、観光戦略など多岐にわたる課題について知事および関係部局の見解が求められました。

の元刻語 よりノガ科付属

くまがい義彦の 県議会報告

岩手・宮城内陸地震について

現状復旧のみで創造的復興のようないい言葉は出てこなかつたが、災害復旧についての所感はどうか。

また、大規模地滑りで貯水池が埋没した荒砥沢ダムでは、下流部に代替調節池を整備したほか、民有林を含めた林地崩壊に対しても国と連携し治山事業を進め

(答) 岩手・宮城内陸地震と東日本大震災の影響を受けて、栗原市の観光客入り込数は、平成19年に約191万人だったものが、平成23年には約77万人まで落ち込みました。

一では、影響力のあるインフルエンサーが、世界各地の魅力をプレゼンするなど、海外からも注目されていることを実感しております。

また、「くりこま高原自然学校」、「栗原ツーリズムネットワーク」、「有賀の里たかまつ」などの施設で



これまで県では、栗原地
域の幹線道路である国道3
9号や県道築館栗駒公園
線の早期の全線開通に最優
先で取り組むとともに、大
規模な河道閉塞に対応する
ため、全国初となる「直轄
特定緊急砂防事業」の創設
を国に要請し、砂防えん堤
の整備を進めてきたところ
であります。

から10年であるほか、栗
駒国定公園指定50年でも
ある。知事が住民と懇談
の場を持つなどし、栗原
市とも協力しながら住民
の意向も踏まえた今後の
振興策を示して欲しいが、
公園管理者としてどのように
対応しようとしているのか。

から10年であるほか、栗原駒国定公園指定50年もある。知事が住民と懇談の場を持つなどし、栗原市とも協力しながら住民の意向も踏まえた今後の振興策を示して欲しいが、公園管理者としてどのように対応しようとしているのか。

米の生産調整と農業災害補償法について

そのような中、来年度早々には世界谷地第2湿原の木道が完成しますが、今月香港で開催した観光セミナ

や栗駒山登山道の再整備などを進め、内外からの一層の観光誘客に取り組んでまいります。

間違ひと思うか、責任の所在についてどうか。また、国に対して、法的根拠のある生産調整を求めるたり、減反への政策的誘導を求めるのか。

こととされたり、各都道府県及び各産地に対し、指導や情報提供などを行っております。

県といったしましては、主食用米の全国の需給バランスが確保されるよう、国の積極的な関与を、引き続き要望してまいります。

皆さんの声をお聞かせ下さい。電話 080-5568-2696 FAX 0228-22-8218 Facebookへもどうぞ。



春を呼ぶ裸たるみこし

小僧不動の滝 寒中みそぎ

答 収入保険制度は、補てんの基準となる基準収入が、各農業者の過去5年間の平均収入を基本とするため、収入が減少した場合は、翌年の基準収入が低下することになります。

【答】 収入保険制度の加入は、目標は、国から県に対しても示されではおりません。米価下落への対応については、引き続き、ナラシ対策が実施されますが、一方で、収入保険制度についても、より多くの農業者が加入できるよう、農業共済組合や農業協同組合と連携し、青色申告の促進を図っているところです。

問13 農業現場は戸別所得補償制度の長期継続を求めていた。今回の制度改正は、ナラシ対策に所得の下支えを追加する形で進化した岩盤政策について、現場の声を無視して退化させるものだとと思うが所感はどうか。

一定割合を負担するとともに再保険を実施するなど、法改正後ににおいても、農業者の経営安定のための国への役割は維持されるものと認識しております。

に結びつくものと考えております。

問12 飼料米生産は基準収入から除外されるため保険料負担が軽減されるが、補助金減額や止の話を聞く。今後も生産を現行水準で確保する決意について、県の対応

なお、ナラシ対策については、農業灾害補償法の一部改正において、収入減少補てん機能を有する制度を含めた政策全体の検証を4年後に行い、必要な措置を講じるよう附帯決議が付されたことから、その動向を注視してまいります。

〔答〕 我が県農業の維持・発展のために、多様な農業者の安定的な所得確保が極めて重要であると考えております。

(答) 飼料米用については、需要が見込まれ、煙化が困難な水田においても取り組むことができるところから、水田をフル活用する上で、重要な作物として、生産を推進しているところです。

平成30年産以降も飼料用米の作付を推進するためには、水田活用の直接支払交付金の制度の存続と助成制度の維持確保が必要不可欠であることから、国に対し法制化を含めた恒久的な制度の確立と十分かつ安定的な財源の確保を、引き続き要望してまいります。

価格低迷など、農業者の経営努力では避けられない収入減少も対象にするなど、農業経営全体の収入に総合的に対応するものとされています。

向が憂慮されるが、来年度以降の見通しについてどうか。

対応について

なり、財源も不明では、農業試験場の予算や人員の削減が懸念されるが、今後の役割や体制の維持・発展についてどうか。

開発など、県農業の競争力強化に向けた試験研究をしっかりと進めてまいります。

種子法廃止と対応について

民間企業(含外国資本)の参入を促進 =11月15日 農水省事務次官通達坊契=

◆種子法廢止後の都道府県の役割

これまで実施してきた稻、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけがない。

農業競争力強化支援法第8条第4号においては、国の講ずべき施策として、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとされており、民間事業者による稻、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという前提も踏まえつつ、その際、種子法の廃止を踏まえ、民間事業者の育成品種についても適正に取り扱うことや、種子生産における民間事業者との連携を十分に考慮していく必要がある。

必要な場合には、都道府県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給や民間事業者の参入の促進を行うための協議会を設置すること等により、情報の共有、課題の解決策の検討を行うことも考えられる。

◆稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保

従来は都道府県が指定した穀、麦類及び大豆の種子は場に限って品質の確認が行われていたが、今後は民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子について品質の確認が行われる。

従来は都道府県による流通前の全ロットでの審査及び証明書の発行によって品質の確認が行われていたが、今後は国又は都道府県による流通する種子の検査によって確認が行われ、種子の品質が確保されることとなる。

生産等基準は流通する全ての稻、麦類及び大豆に於ては、稻、麦類及び大豆の種子の

◆民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供
農業競争力強化支援法第8条第4号に基づき、今後、国の独立行政法人だけではなく、都道府県(試験研究機関)から、種苗の生産に関する知見を民間事業者に提供す

る事案が増加すると考えられる。
農業競争力強化支援法の目的は、官民の総力を挙げた種子・種苗の開発・供給体制を構築することで、我が国農業の国際競争力を強化し、農業を成長産業にするこ

したがって、民間事業者への知見の提供に当たっては、この観点から適切な契約を締結することが必要不可欠であるので、この点十分留意されたい。

皆さんの声をお聞かせ下さい。電話 080-5568-2696 FAX 0228-22-8218 Facebookへもどうぞ。

